処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根　拠　条　項：	第15条第２項第２号
処 分 の 概 要：	インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：	宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	別紙２「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり。
問　合　せ　先：	警察本部少年課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課
備　　考：	